

**オフセット・クレジット登録簿システムの
申請手続に関する手順書
(口座保有者用)**

環境省

(事務局：気候変動対策認証センター)

平成 23 年 10 月 28 日 第 1.5 版

| 改定日 | 版数 | 更新理由 |
|------------|-------|--|
| 2009.3.10 | 1 版 | 第 1 版制定 |
| 2009.6.1 | 1.1 版 | 口座の開設の申請の添付書類に、「オフセット・クレジット(J-VER)制度利用に伴う誓約書」を追記 |
| 2009.6.25 | 1.2 版 | URLを変更 |
| 2009.11.10 | 1.3 版 | 手数料の無料化に伴う修正 |
| 2010.7.23 | 1.4 版 | 都道府県 J-VER の無効化処理に係る手続きを追記 |
| 2011.10.28 | 1.5 版 | 無効化証明書に係る手続きの修正 |

目次

| | | |
|-----|--|---|
| 1 | はじめに..... | 1 |
| 2 | オフセット・クレジット(J-VER)登録簿システムを利用するまでの流れ..... | 1 |
| 3 | 申請が必要な手続一覧..... | 2 |
| 4 | 各種申請手続について..... | 2 |
| 4.1 | 各種申請手続の記載事項及び添付書類..... | 2 |
| | (1)口座の開設の申請..... | 2 |
| | (2)残高証明書発行の申請..... | 3 |
| | (3)移転証明書発行の申請..... | 3 |
| | (4)無効化の申請..... | 4 |
| | (5)口座情報変更の申請..... | 5 |
| | (6)パスワード再発行の申請..... | 5 |
| | (7)ユーザID・パスワード再発行の申請..... | 5 |
| | (8)口座廃止の申請..... | 6 |
| 4.2 | 申請方法..... | 6 |
| 5 | 処理期間の目安..... | 7 |
| 6 | 情報公開..... | 7 |

1 はじめに

本手順書は、環境省の設置したオフセット・クレジット（J-VER）登録簿システムを利用するための各種申請手続に関する手順書です。口座保有者に対する手順書は、本手順書の他に、オフセット・クレジット登録簿（J-VER）システムの、操作方法について説明した「オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム操作マニュアル（口座保有者）」があります。作業内容と参照する手順書の対応は、以下のとおりです。なお、オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システムの事務局（以下「事務局」という。）は、気候変動対策認証センターにしています。

- ・ 図1の①～⑧に関して

本手順書を参照してください。

- ・ 図1の⑨～⑬に関して

「オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム操作マニュアル」を参照してください。

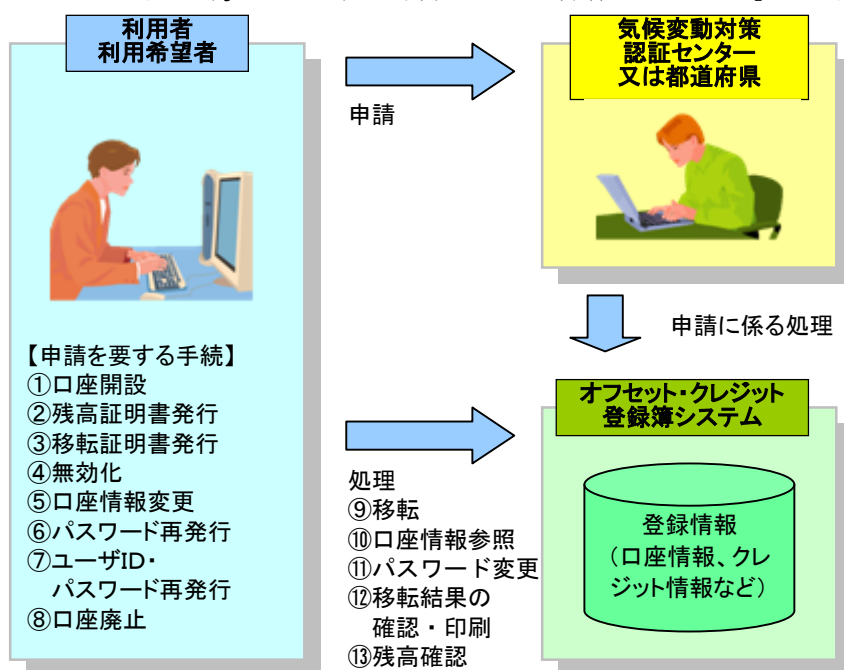


図 1

2 オフセット・クレジット(J-VER)登録簿システムを利用するまでの流れ

次ページの手順で、口座の開設の申請を行ってください。申請書類が受理され、口座開設が完了すると、オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム専用のユーザID及び初期パスワードが記載された「口座開設完了通知書」が郵送にて通知されます。

なお、申請に際しては、下記のURLから所定の申請様式をダウンロードして下さい。

<https://j-ver.registry.go.jp/tebiki.html>

3 申請が必要な手続一覧

- ・口座開設の申請
- ・残高証明書発行の申請
- ・移転明細書発行の申請
- ・無効化の申請
- ・口座情報変更の申請
- ・パスワード再発行の申請
- ・ユーザ I D・パスワード再発行の申請
- ・口座廃止の申請

※ 都道府県J-VERの残高証明書、移転証明書、移転明細書の発行の申請及び無効化の申請は、都道府県が申請窓口になります。

4 各種申請手続について

4.1 各種申請手続の記載事項及び添付書類

(1) 口座の開設の申請

口座開設の対象者は、「内国法人（日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人）、国（政府）、地方公共団体」（以下、内国法人等）といたします。

i) 申請書記載事項

- ・ 口座の開設を受けようとする内国法人等の名称、住所（本店等の所在地）、代表者の氏名、電話番号及びFAX番号
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）及び都道府県 J-VER（以下、「J-VER 等」という。）の管理を行う部署の名称、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス
- ・ 口座開設公開等への同意の有無

ii) 添付書類

内国法人の場合

- ・ 口座の開設を受けようとする内国法人の定款
- ・ 口座の開設を受けようとする内国法人の登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ・ 口座の開設を受けようとする内国法人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）制度利用に伴う誓約書

国、地方公共団体の場合

- ・ 国、地方公共団体からの公文書

- ・ オフセット・クレジット（J-VER）制度利用に伴う誓約書

iii) 備考

- ・ 口座は、一の内国法人につき一つに限り開設を受けることができます。ただし、国、地方公共団体においては、別途定める手続きにより、目的に応じた複数の口座を開設することができます。
- ・ 「オフセット・クレジット（J-VER）制度利用に伴う誓約書」は、事務局のホームページ上にあるものを利用してください。
- ・ 電子メールアドレスは個人が特定されることのないアドレスとしてください。
- ・ 事務局によるオフセット・クレジット（J-VER）登録簿口座の開設後、口座番号、ユーザID、初期パスワードなど、オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システムを利用するための「口座開設完了通知書」を郵送にて通知します。

(2) 残高証明書発行の申請

i) 申請書記載事項

- ・ 残高証明を必要とする内国法人の口座番号、ユーザID
- ・ 法人名
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）等の管理を行う担当部署の名称、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス
- ・ 証明を希望する残高申請の内容（残高の全部または残高の一部）

ii) 添付書類

- ・ なし

iii) 備考

- ・ 毎月末の残高のみ申請できます。
- ・ 残高証明書は事務局にて押印の上、担当部署あてに郵送いたします。
- ・ 残高の一部を証明する場合は申請に関するクレジットの特定番号および数量を記載してください。

iv) その他

- ・ 都道府県J-VERの場合は、都道府県が申請窓口、残高証明書の発行を行います。

(3) 移転証明書発行の申請

i) 申請書記載事項

- ・ 移転証明を必要とする内国法人の口座番号、ユーザID
- ・ 法人名

- ・ オフセット・クレジット等の管理を行う担当部署の名称、電話番号、電子メールアドレス
- ・ 移転期間、トランザクション番号

ii) 添付書類

なし

iii) その他

- ・ 都道府県 J-VER の場合は、都道府県が申請窓口、移転証明書の発行を行います。

(4) 無効化の申請

i) 申請書記載事項

- ・ 振替元口座の口座番号、ユーザ ID、法人名、担当部署の名称、電話番号、電子メールアドレス
- ・ 無効化口座の種別（環境省カーボン・オフセット用無効化口座か各都道府県の無効化口座のいずれか）
- ・ 無効化クレジット量、無効化の目的
- ・ 開設時の印鑑の押印
- ・ 無効化の方法（クレジット総量指定方式かクレジットシリアル番号指定方式のいずれか）
 - ① クレジット総量指定方式の場合 クレジット認証番号、クレジット量、プロジェクト名
 - ② クレジットシリアル番号指定方式の場合 クレジット特定番号（FROM）、クレジット特定番号（TO）、クレジット量、プロジェクト名

ii) 添付書類

- ・ なし

iii) 備考

- ・ 無効化の目的として、カーボン・オフセットの対象（カーボン・オフセットに用いる対象商品等）等を詳細に記載してください。
- ・ 無効化クレジット情報として申請書の記載欄が不足した場合は、申請書を複数提出してください。
- ・ 無効化の目的が不明確な場合は、事務局より問い合わせをさせていただくことができますので、ご了承ください。
- ・ 無効化証明書は希望により、オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システムから印刷できます。

iv) その他

- ・ 都道府県 J-VER の場合は、都道府県が申請窓口となります。
- ・ 新潟県 J-VER の無効化証明書が必要な場合は、新潟県 J-VER 窓口へお問い合わせ下さい。

(5) 口座情報変更の申請

i) 申請書記載事項

- ・ 口座情報変更を行おうとする内国法人の口座番号、ユーザ ID、法人名、住所、法人の電話番号、FAX 番号
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）等の管理を行う担当部署の名称、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス
- ・ 口座開設情報の情報公開の有無

ii) 添付書類

- ・ 口座名義人の登記事項証明書、及び口座名義人の印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの。変更箇所がオフセット・クレジット（J-VER）等の管理を行う部署の名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスのみである場合は不要。）

iii) 備考

- ・ 申請書には変更する項目のみ記載してください。

(6) パスワード再発行の申請

i) 申請書記載事項

- ・ パスワード再発行申請を行おうとする内国法人の口座番号、ユーザ ID 等口座開設者特定番号
- ・ 法人名

ii) 添付書類

- ・ なし

iii) 備考

- ・ 法人名等はシステムに登録されている名称を記入してください。

(7) ユーザ ID・パスワード再発行の申請

i) 申請書記載事項

- ・ ユーザ ID・パスワード再発行申請を受けようとする内国法人の口座番号、法人名
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）等の管理を行う担当部署の名称、住所、電話番号、電子メールアドレス
- ・ 開設時の印鑑の押印

ii) 添付書類

- ・ なし

(8) 口座廃止の申請

i) 申請書記載事項

- ・ 廃止口座の口座番号、ユーザID、法人名
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）等の管理を行う担当部署の名称、電話番号、電子メールアドレス、口座廃止理由

ii) 添付書類

- ・ なし

iii) 備考

- ・ 管理口座の廃止の申請時に、自己の口座に記録されているオフセット・クレジット（J-VER）等がある場合、事務局により無効化することがありますのでご了承ください。

4.2 申請方法

- 申請手続きの種別により、申請方法が異なりますので、ご注意ください。
- 申請書及び添付書類は電子メールまたは郵送で送付してください。
- 登記事項証明書及び印鑑証明書は発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

| 申請の種類 | 送付方法 | | 提出先 |
|-------------------|------|-------|------------------------------------|
| | 郵送 | 電子メール | |
| 口座の開設の申請 | ○ | × | 事務局(気候変動対策認証センター) |
| 残高証明書発行の申請 | ○ | ○ | J-VER : 事務局(気候変動対策認証センター) |
| 移転証明書発行の申請 | ○ | ○ | |
| 無効化の申請 | ○ | ○※1 | 新潟県 J-VER : 新潟県 高知県 J-VER : 高知県 |
| 口座情報変更の申請 | ○ | ×※2 | 事務局(気候変動対策認証センター) |
| パスワード再発行の申請 | ○ | ○ | |
| ユーザID、パスワード再発行の申請 | ○ | × | |
| 口座廃止の申請 | ○ | ○※1 | |

※1 別途、申請書原本(押印済みの申請書)の郵送が必要です。

※2 変更箇所がオフセット・クレジットの管理を行う部署の名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスのみである場合は電子メールで送付できます。

①郵送による提出

封筒に「オフセット・クレジット登録簿申請」と明記し、氏名、所属、役職、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を添えて提出願います。

②電子メールによる提出

タイトルを「オフセット・クレジット登録簿申請」として、氏名、所属、役職、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記入の上で提出願います。

【提出先】

| | 郵送 | | 電子メールアドレス |
|-----|--|---------------------------------|-------------------------------|
| | 住所 | 宛名 | |
| 事務局 | 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-8 芝公園アネックス 7階 N | 社団法人海外環境協力センター内 気候変動対策認証センター | info@4cj.org |
| 新潟県 | 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1 | 新潟県 県民生活・環境部 環境企画課 地球環境対策室 | nigt030150@pref.niigata.lg.jp |
| 高知県 | 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1-7-52 | 高知県 林業振興・環境部 環境共生課 | 030701@ken.pref.kochi.lg.jp |

【その他】

- 申請書の記入事項に関するお問合せは、上記の電子メールアドレスに「オフセット・クレジット登録簿申請に係る質問」と題したメールを送付して下さい。
- 電話及び来訪による問合せ等には、原則として、対応いたしかねますのでご了承下さい。

5 処理期間の目安

事務局または都道府県が申請書の内容に不備が無いことを確認次第、手続を開始いたします。各種申請手続に関する処理期間の目安は5営業日（但し、口座開設の申請は10～20営業日）です。なお、本期間はあくまで標準的な処理期間の目安を示したものであり、申請の繁忙期、閑散期により変わります。

6 情報公開

以下の事項は、希望する口座保有者についてのみ、事務局のホームページ上で公開します。

- ・ オフセット・クレジット（J-VER）登録簿の口座番号
- ・ オフセット・クレジット（J-VER）登録簿の口座開設者（内国法人等）の名称

- ・ オフセット・クレジット（J-VER）の管理を行う担当部署名、電話番号及び電子メールアドレス
- ・ 「販売希望、購買希望」等の参加形態情報